

## 上富田文化会館使用許可書

平成 年 月 日

様

上富田町教育委員会

㊞

平成 年 月 日付、申請のあった上富田文化会館の使用を次のように許可します。  
ただし、文化会館の管理運営にあたり条令及び規則の指示事項を守らない場合は、許可を取り消すことがあります。

使用団体及び 代表者氏名	使用団体名	代表者	住所 氏名	電話		
会場責任者	住所 氏名		電話			
使用目的	★行事名称		★内容			
使用日時	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時から			
	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時まで			
入場方法	無料・有料(金額 円)		★商業宣伝・招待・その他			
入場予定人数	約 ( ) 人		冷暖房	要 不要		
付属設備器具等	★使用する(別紙様式2号の通り)		★使用しない			
使用日・曜日	使用施設名	形態	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	繰上~延長 (準備・片付)
/ ( )						~
/ ( )						~
/ ( )						~
/ ( )						~
/ ( )						~
/ ( )						~
/ ( )						~

使用料 明細	使用料(基本使用料)					冷暖房費 基本料金の 30%	割増料金 (町外及び 商業宣伝、会費 等の場合)	計
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	計			
	( )	( )	( )	( )	( )			

※文化ホールにおけるリハーサルは基本使用料の70%、準備は50%とします。

※10円未満は切捨てとします。

※付属設備使用料は含んでいません。

清掃負担金	合計

施設の使用に際し、本許可書を係員に提示し、指示を受けてください。なお、使用変更または取り消し等が生じた場合には、本許可書を添付し速やかに届けてください。